

補償内容

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車両等の盗難事件が、各地で発生しております。

また、工事現場において建設機械（運行中の車輛）の
破損事故・人身事故等も多数発生しております。

このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する
様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。

是非「グローバル建機 レンタル機総合補償制度」へのご加入をお願い致します。

□補償内容

レンタル機総合補償制度

〔動産補償制度〕

※登録ナンバー付建設機械（ローラー、タイヤショベル等）は、自賠償保険のみ

対象機種	補償内容	お客様負担金
別紙の補償料一覧の通り （登録ナンバー付車、土留材 事務所備品、一部軽機械等 は対象外）	補償金額 時価額 レンタル中の機械が、破損・盗難等 偶然な事故による損害を補償致します。 ※軽機械については、別紙明細の通り。	破損事故 別紙 補償料 負担額一覧表通り
		盗難・全損 別紙 補償料 負担額一覧表通り

〔賠償補償制度〕

（動産補償制度加入時、附帯サービス）

対象機種	補償内容	お客様負担金
油圧ショベル、キャリアダンプ タイヤショベル、ブルドーザー コンプレッサー、発電機	対 人 1 名 5,000万円 1事故 2億円 対 物 1事故 1,000万円	※1事故につき 10万円
注) 一部軽機械、アタッチ メント単品レンタル中の 事故については対象外	お客様がオペレーションミス等により人を死傷させたり、物を破損した等、法律上の賠償責任が発生した時、お客様が負担する損害賠償金を補償致します。 【注意】 示談につきましては、弊社と相談の上、お客様が進めていただきます。 示談交渉無し。	

- 補償料金：弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。
- お客様負担金：事故発生時に、1事故毎にお客様にご負担頂く金額です。（＝免責金）
※1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。
- 休業損害：レンタル車両、機械の全損、修理期間中の休車損害はご負担して頂く場合がございます。

●●● 補償の対象となる損害 ●●●

■ [動産補償] レンタル機械の損害を補償します

- レンタル機械の通常作業中に発生した事故での 破損 *1 による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における 火災 による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における 盗難 *2 による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における いたづら による損害
- レンタル機械の 運送中の事故 による損害

*1 通常作業中で発生した事故とは メーカーにより定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故です。定められた使用方法以外で発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

*2 盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難届を受理された事故です。

【動産補償事故例】

- 作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- 現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
- 廻送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
- 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
- 作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

■ [賠償責任補償] レンタル機械使用中の賠償責任を補償します

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲以内)

【注意1】貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険を優先させていただきます。また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合は過失相当を按分させていただく事がございます。

【注意2】人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険(傷害保険等)を、優先させていただきます。

【注意3】 示談につきましては、弊社と相談の上、お客様で進めていただきます。示談交渉無し。また、弊社へ届出無しに示談した場合、補償できない場合がございます。

【賠償補償事故例】

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人をケガさせてしまった。
- 油圧ショベルを旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- 掘削作業中に誤って埋設してあった水道管[ガス管、埋設ケーブル等]を破損してしまった。

●●● 補償の対象とならない損害 ●●●

[動産補償・賠償責任・自動車補償共通]

- 「総合補償制度」に加入していない場合(補償料を領収して無い場合)
- 故意、重大な過失または、重大な法令違反による損害
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- じんあい、騒音、排ガス、核汚染などによって生じた損害
- 地震、津波、噴火、水災など天災によって生じた損害
- 事故に関わる間接損害*1
- 車両系運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害
車両系資格=各々レンタル機械を操作するための資格*2
- 事故発生時の連絡が遅延した時、「総合補償制度」の補償が受けられない場合もあります。
 - *1 事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車輛修理期間休車補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。
 - *2 参考:別紙「資格一覧表」をご覧ください。

[動産補償]

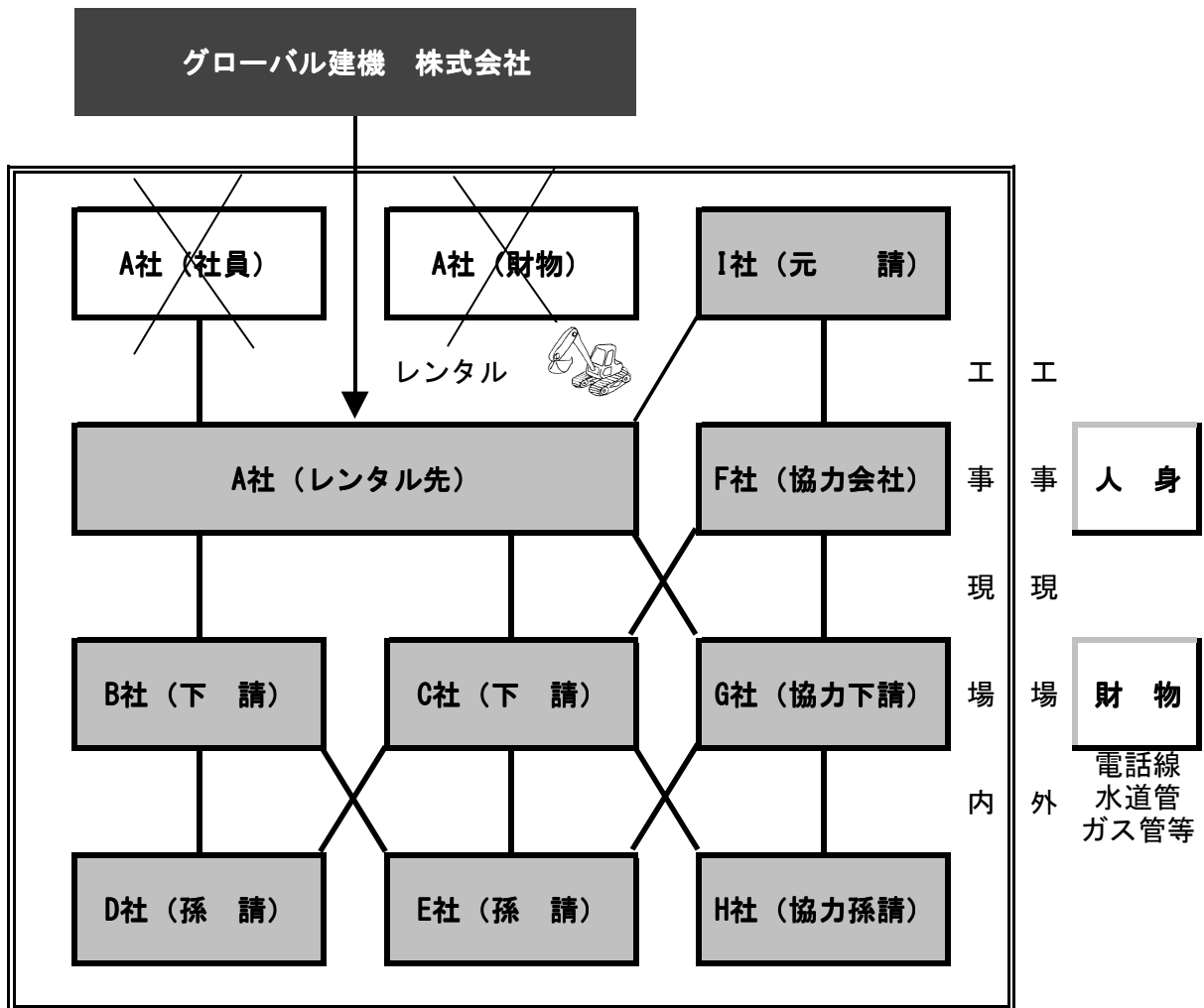
- 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- バケット、ツース、ゴムキャタピラ、タイヤ等の消耗品や管球類(ライト等)の損害
- 電氣的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- アタッチメントの常時他と接する部分の損害
- 自然消耗、性質によるさび、かび、変質、虫食い
- 置き忘れ、紛失、滅失による損害
- 凍結による損害
- 詐欺、横領による損害
- 燃料の混合比を間違えエンジンの焼付け損害(燃料を誤った場合も同様)
- 所轄警察への届け出がなかった場合(盗難事故時)
- 部品の盗難(バッテリーのみ盗まれた等)
- ガラスの単独破損
- 船上作業、トンネル工事、地下工事の事故(補償対象外現場・・・補償料は頂きません)
- 転落事故等による、機械の引き上げ費用(クレーン代等)、廻送費用等

[賠償責任補償]

- 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合
- 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害*1
- 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合(他社の自動車を破損した等)
- お客様の請負っている工事対象物そのものの損害(建築中の建物を破損した等)
- 航空機、自動車、船舶等の所有、使用、管理に起因する損害(公道自走中事故等)
- *1 【注意】お客様が他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

●●● 補償の適用範囲(賠償補償) ●●●

グローバル建機(株)からA社へ建設機械をレンタルした場合



オペレーター	適用範囲	
	人身 (従業員)	財物 (会社所有)
A社 社員	B・C・D・E・F・G・H・I (A社社員以外)	第三者の財物のみ (A～は全て免責)
B社 社員	A・C・D・E・F・G・H・I (B社社員以外)	第三者の財物のみ (A～は全て免責)
C社 社員	A・B・D・E・F・G・H・I (C社社員以外)	第三者の財物のみ (A～は全て免責)
D社 社員	A・B・C・E・F・G・H・I (D社社員以外)	第三者の財物のみ (A～は全て免責)
E社 社員	A・B・C・D・F・G・H・I (E社社員以外)	第三者の財物のみ (A～は全て免責)

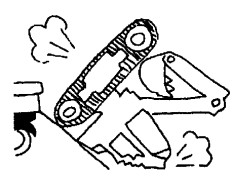
- 【例】①A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルで怪我させてしまった × 対象外
 ②A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルで怪我させてしまった ○ 対象
 ③A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損してしまった × 対象外
 ④A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損してしまった × 対象外
 ⑤B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルで怪我させてしまった ○ 対象
 ⑥A社のオペレーターがグローバル建機の機械で、グローバル建機以外からレンタルした機械を破損してしまった × 対象外

補償出来ない事故例と補償となる事故例

動産補償

建設機械の
破損・曲損。


建機を積込中、
誤って横転させた



動産補償

建設機械の
盗難。


何者かに発電機を
盗難された



動産補償

電気、機械的
事故によるもの。


お客様の不注意による
エンジン焼付け等



動産補償

故意、または
重大な法令違反に起因する
損害。

わざと壊した



動産補償

錆・変質・変色



動産補償

無免許及び酒
気帯運転等による事故。



動産補償

地震、噴火、
津波、水災
による損害。



動産補償

自然の消耗等
による損害。




動産補償

紛失・置き忘れ・滅失による
損害。

ポンプを
川に落とした

見つからない



賠償補償

オペレーターと人身
事故被害者が同じ勤務
先の場合。
(同僚間災害)

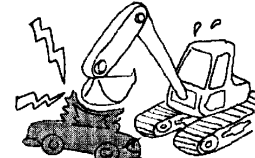
A社のオペレーターが
A社の従業員を誤って
ケガさせた。



賠償事故

建設機械で
第三者の財物を破損した。


A社のオペレーターが
駐車中の乗用車を破
損した。



賠償事故

建設機械で
下請け会社の
従業員をケガさせた。

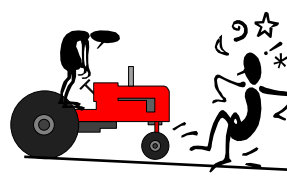
A社のオペレーターが
B社(下請け)の従業
員をケガさせた



賠償事故

ナンバー無し
建機での公道
走行中における賠償事故。

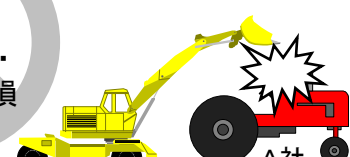
公道自走中の事故



賠償事故

自分の所有・使用・
管理物の損害。

A社にレンタルした機械で
A社の機械を破損した



●●● 万一事故が起こったときは ●●●

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2) 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車輛を安全な場所へ移動させて下さい。又は物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3) 警察へ事故の届出を

①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。)

(道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)

②盗難事故(車輛・機械など) の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。

③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

(4) ただちに当社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

①事故発生の日時

②事故発生の場所

③お客様のお名前・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。

④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)

⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号など

(物損事故) …車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号

その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号

(人身事故) …ケガの内容、病院名、電話番号

⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

※ 人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

資格一覧表

機 械 名	区 分	公道走行の 運転資格 (免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.1)	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ブルドーザ	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ローラ	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	ローラの運転の業務	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(ローラ)	技能講習
クローラダンプ ホイールキャリ	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上	(白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ 10m未満	普通免許以上 (スカイマスター・ リフトトラック)	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付トラック クローラクレーン	最大吊上1t未満	普通免許以上 (クレーン付トラック)	小型移動式クレーンの運転(玉掛)	特別教育
	最大吊上1t以上5t未満		小型移動式クレーンの運転(玉掛)	技能講習
アーティキュレートダンプ	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ゴンドラ			ゴンドラ作業の業務	特別教育
タワークレーン	最大吊上5t未満		玉掛	技能講習
			クレーンの運転	特別教育